

制定	平成20年	7月11日	近運自二公示第29号
改正	平成21年	3月11日	近運自二公示第72号
改正	平成21年	7月17日	近運自二公示第24号
改正	平成22年	4月1日	近運自二公示第2号
改正	平成23年	7月11日	近運自二公示第17号
改正	平成24年	7月17日	近運自二公示第16号
改正	平成25年	4月1日	近運自二公示第35号

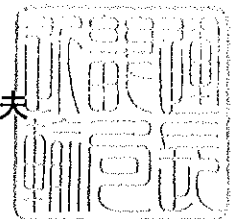
## 公 示

### 一般乗用旅客自動車運送事業の特定特別監視地域の指定について

「特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について（平成23年3月1日付け近運自二公示第50号）1.1.」に基づき、特定特別監視地域を下記のとおり指定したので公示する。

平成25年4月1日

近畿運輸局長 大黒 伊勢夫



記

#### 1. 平成23年7月11日に指定した地域及び期間

##### (1) 指定地域

大阪府 大阪市域交通圏、北摂交通圏、河北交通圏、  
河南B交通圏、泉州交通圏

兵庫県 神戸市域交通圏、姫路・西播磨交通圏

滋賀県 大津市域交通圏、湖東交通圏

##### (2) 期 間

平成23年7月11日から平成26年7月10日まで

## 2. 平成24年7月17日に指定した地域及び期間

### (1) 指定地域

京都府 京都市域交通圏

兵庫県 東播磨交通圏

奈良県 奈良市域交通圏

滋賀県 湖南交通圏、中部交通圏

和歌山県 和歌山市域交通圏

### (2) 期 間

平成24年7月17日から平成27年7月16日まで

## 3. 平成25年4月1日に指定した地域及び期間

### (1) 指定地域

大阪府 河南交通圏

奈良県 生駒交通圏、中部交通圏

### (2) 期 間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

附 則 (平成21年3月11日近運自二公示第72号改正)

改正後の規定は、平成21年3月11日より適用するものとする。

附 則 (平成21年7月17日近運自二公示第24号改正)

改正後の規定は、平成21年7月17日より適用するものとする。

附 則 (平成22年4月1日近運自二公示第2号改正)

改正後の規定は、平成22年4月1日より適用するものとする。

附 則 (平成23年7月11日近運自二公示第17号改正)

改正後の規定は、平成23年7月11日より適用するものとする。

附 則 (平成24年7月17日近運自二公示第16号改正)

改正後の規定は、平成24年7月17日より適用するものとする。

附 則（平成25年4月1日近運自二公示第35号改正）

改正後の規定は、平成25年4月1日より適用するものとする。